

再エネ海域利用法の運用及び 対応について

令和元年11月19日

新潟県産業労働部産業振興課

洋上風力発電のための海域利用ルール整備

- 洋上風力発電について、海域利用のルール整備などの必要性が指摘されていたところ。
- 必要なルール整備を実施するため、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）」が成立（2018年12月7日公布。2019年4月1日から施行）。

再エネ海域利用法の創設により実現

【課題】

課題① 占用に関する統一的なルールがない

- ・ 海域の大半を占める一般海域は海域利用（占用）の統一ルールなし（都道府県の占用許可は通常3～5年と短期）
- ・ 中長期的な事業予見可能性が低く、資金調達が困難。

課題② 先行利用者との調整の枠組みが不明確

- ・ 海運や漁業等の地域の先行利用者との調整に係る枠組みが存在しない。

課題③ 高コスト

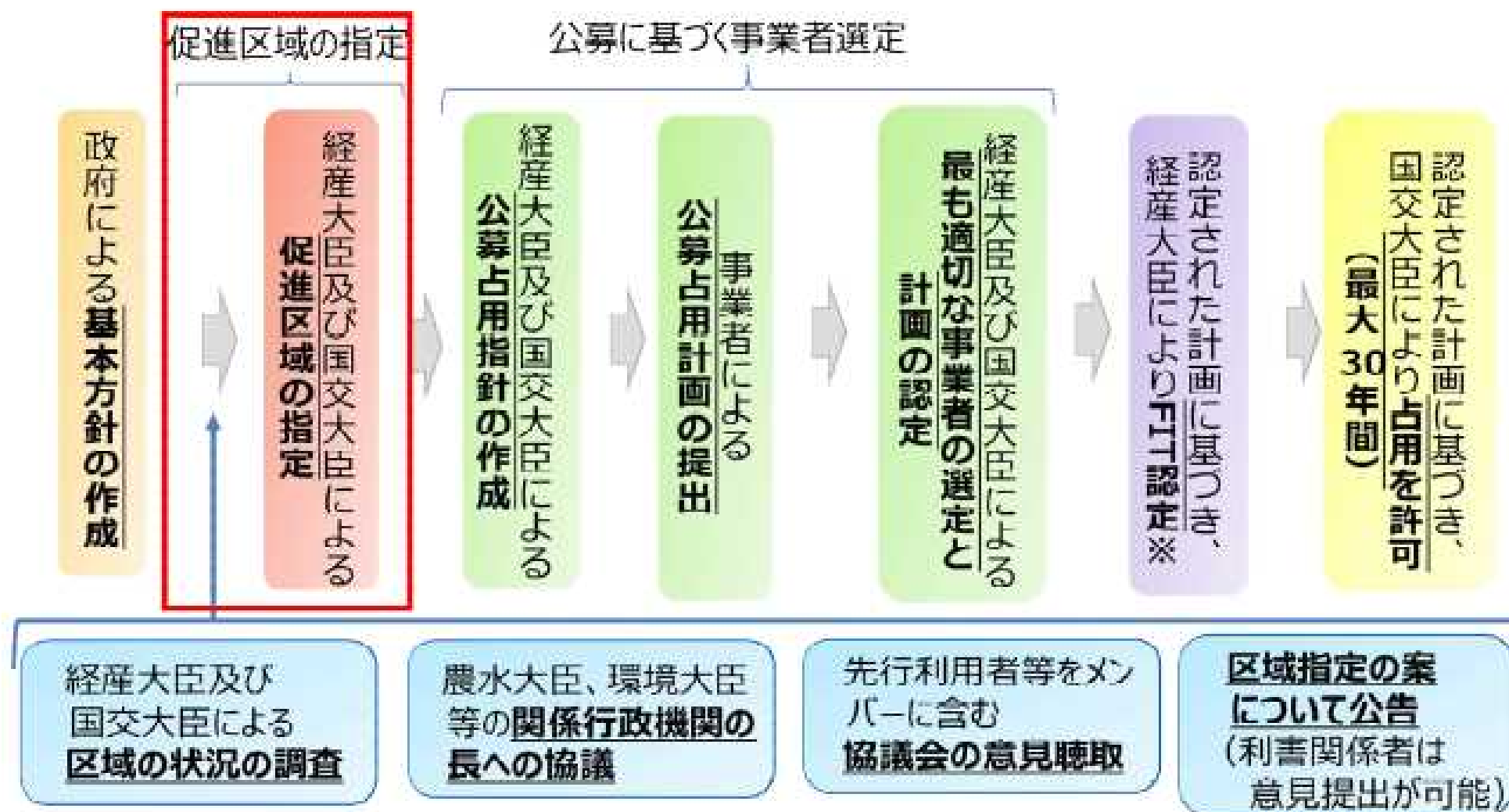
- ・ FIT価格が欧州と比べ36円/kWhと高額。
- ・ 国内に経験ある事業者が不足。

【対応】

- ・ 国が、洋上風力発電事業を実施可能な促進区域を指定し、公募を行って事業者を選定、長期占用を可能とする制度を創設。
→ FIT期間とその前後に必要な工事期間を合わせ、十分な占有期間（30年間）を担保し、事業の安定性を確保。
- ・ 関係者間の協議の場である協議会を設置。地元調整を円滑化。
- ・ 区域指定の際、関係省庁とも協議。他の公益との整合性を確認。
→ 事業者の予見可能性を向上、負担を軽減。
- ・ 価格等により事業者を公募・選定。
→ 競争を促してコストを低減。

再エネ海域利用法における促進区域の指定

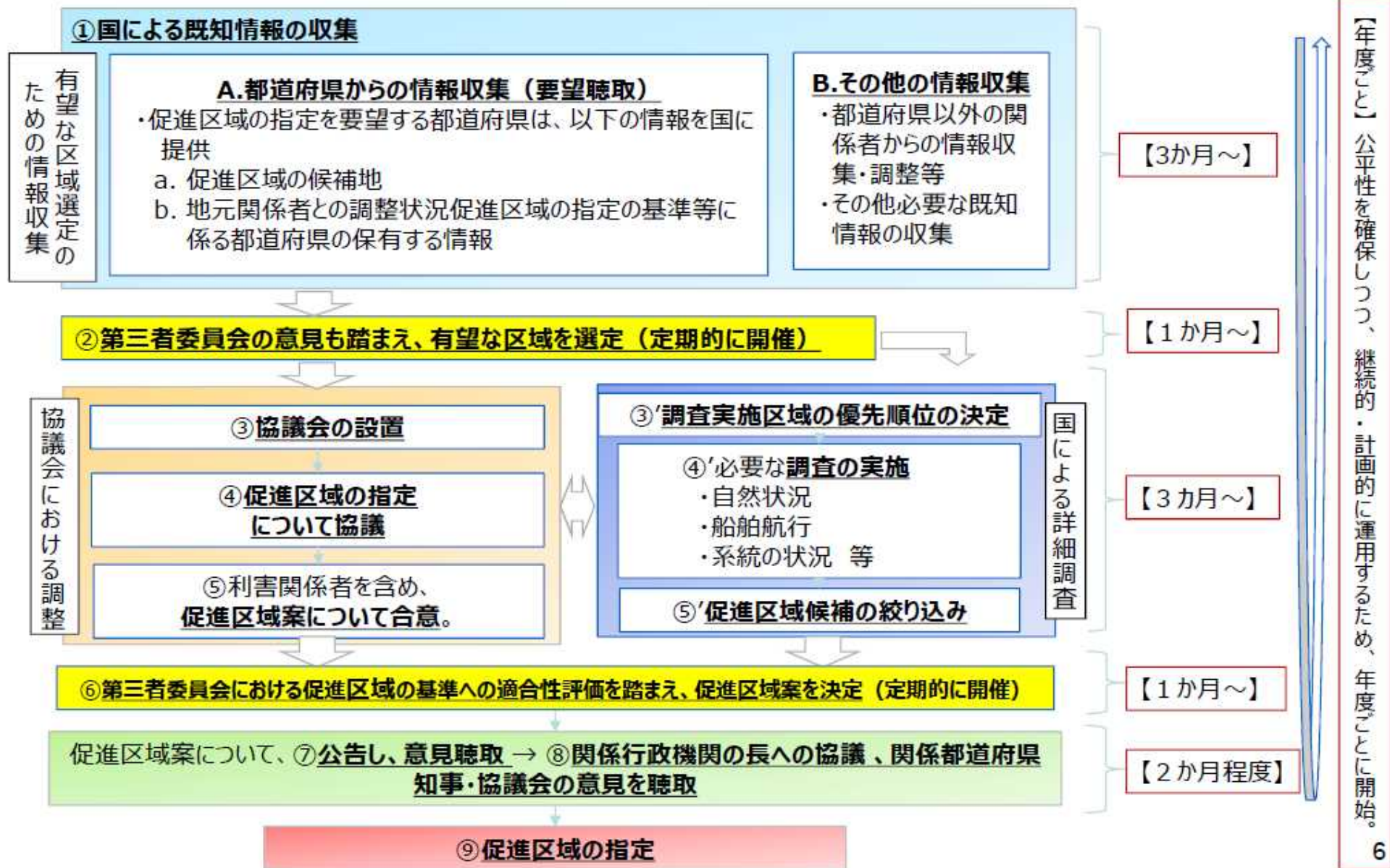
- 再エネ海域利用法においては、経済産業大臣及び国土交通大臣が促進区域の指定を行った上で、公募による事業者の選定を行うこととなっている。



※電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条に基づく経済産業大臣による発電事業計画の認定

促進区域の指定① ～促進区域の指定のプロセス～

- 促進区域の指定に向けては、都道府県からの情報収集等を踏まえ、有望な区域等を整理した上で、この整理に応じて、協議会における調整や国による詳細調査を進めていくこととしている。



促進区域の指定② ～指定基準の概要～

- 再エネ海域利用法第8条第1項では、促進区域の指定基準として、以下のとおり、第1号から第6号までの基準が定められている。
- 促進区域の指定に当たっては、第1号から第6号までの基準を総合的に判断し、洋上風力発電に適した区域を選定していくこととなる。

○促進区域の指定基準（再エネ海域利用法 第8条第1項）

第1号 自然的条件と出力の量

- ✓ 気象、海象その他の自然的条件が適当であり、海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量が相当程度に達すると見込まれること。

第2号 航路等への影響

- ✓ 当該区域及びその周辺における航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく、海洋再生可能エネルギー発電設備を適切に配置することが可能であること。

第3号 港湾との一体的な利用

- ✓ 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であること。

第4号 系統の確保

- ✓ 海洋再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること。

第5号 漁業への支障

- ✓ 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること。

第6号 ほかの法律における海域及び水域との重複

- ✓ 漁港漁場整備法により市町村長、都道府県知事若しくは農林水産大臣が指定した漁港の区域、港湾法に規定する港湾区域、海岸法により指定された海岸保全区域等と重複しないこと。

本県から国への情報提供（有望な促進区域の候補地）

- 村上市・胎内市沖について、以下のとおり本県が想定する「有望な区域」として国に情報提供（平成31年4月）

1 自然的条件（風況、水深等）の適切性、出力の量の見込み

- ・ 新潟県沖洋上風力発電ポテンシャル調査結果（平成28年）において、着床式洋上風力発電の目安（年平均風速6.5m/s以上、水深30m以下）に該当するエリアが広範囲に存在することを確認。
- ・ 複数の事業者が洋上風力発電を検討しており、相当程度の出力が見込まれる。



種類	年平均風速・水深	該当海域
着床式	年平均風速6.5m/s以上 水深30m以下	黄色
	年平均風速6.5m/s以上 水深30m超50m以下	橙色
浮体式	年平均風速8.0m/s以上 水深50m超200m以下	緑色

2 地元市町村の検討状況や利害関係者との調整状況

- ・ 村上市及び胎内市の洋上風力発電の導入に係る検討状況から、協議会（再エネ海域利用法第9条第1項）の設置が可能と考えられる。

【村上市の状況】

岩船沖エリアにおける洋上風力発電導入について、利害関係者等による研究会を平成26年に設置し検討を開始、その後「村上市岩船沖洋上風力発電推進委員会」を設置し、平成26年から平成30年までの間に発電事業者の計画についての検討実績あり。

【胎内市の状況】

市の洋上風力発電導入に向けた取組について利害関係者等に説明を開始しており、今後、洋上風力発電研究会の設置を予定。

国による有望な区域の整理（令和元年7月30日）の概要

- 国は、都道府県等からの情報や有識者による第三者委員会の意見を踏まえ、本県の村上市・胎内市沖を含む11区域を「一定の準備段階に進んでいる区域」として整理
 - 村上市・胎内市沖については、「有望な区域（※）」には選定されず、「今後の進め方における留意事項」として、「系統の確保、利害関係者の特定及び調整が必要」とされた。
- ※ 有望な区域として選定された4区域については、協議会の組織や国による風況・地質調査の準備を直ちに開始



協議会における調整

- 協議会は、経済産業大臣・国土交通大臣・都道府県知事が組織し、利害関係者との間で、合意形成に向けた調整を行う。

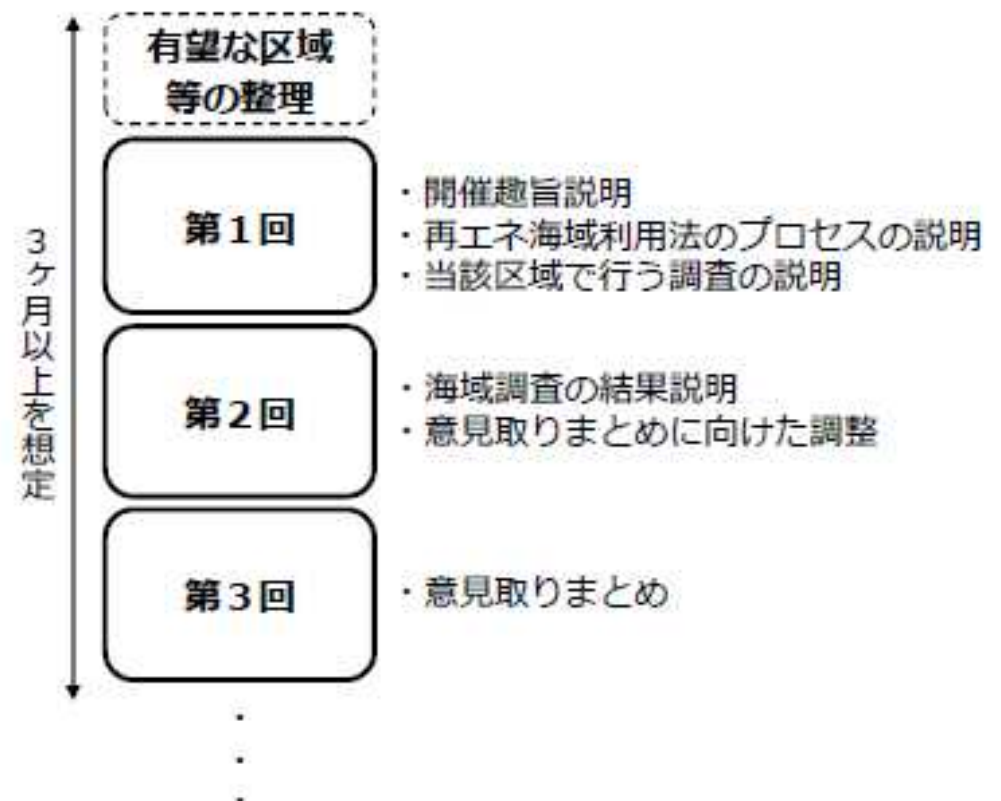
【協議会における協議事項】

- ① 促進区域の指定（変更を含む。）についての利害関係者との調整
- ② 事業者の公募に当たっての留意点
- ③ 発電事業に係る工事等に当たっての必要な協議、情報共有等

<協議会のメンバー（イメージ）>



<協議会の進め方（イメージ）>



系統の確保について

- 再エネ海域利用法第8条第1項第4号では、促進区域の指定基準として、「系統接続の見込みがあること」が定められている。

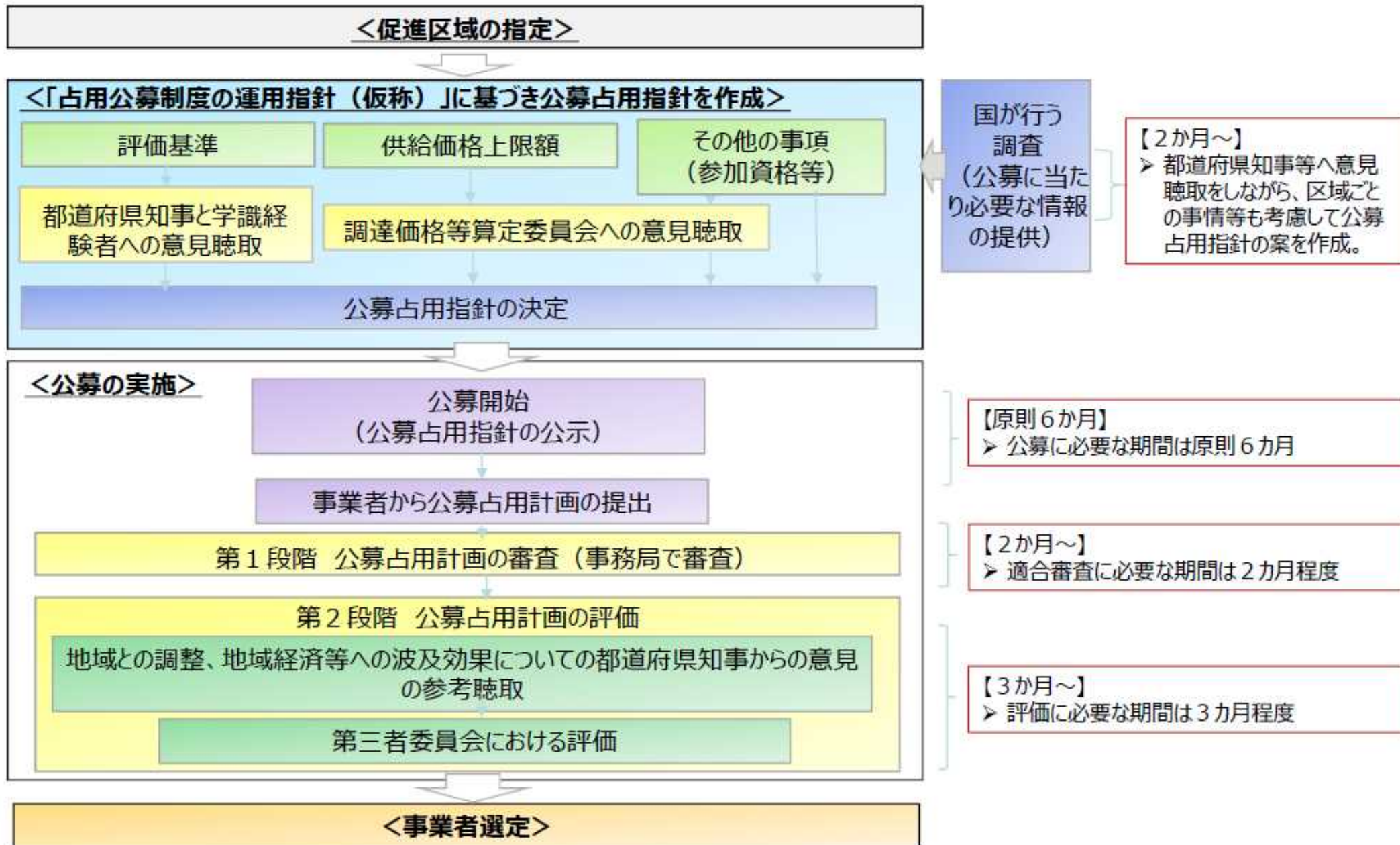
1 系統接続とは

- ・ 発電した電気を一般送配電事業者（電力会社）の送電線、配電線に流すために、電力系統に接続すること
- ・ 系統への接続希望者（事業者等）が一般送配電事業者に接続検討の申込み
- ・ 一般送配電事業者が技術的検討等を踏まえて連系承諾を行い、系統連系希望者が工事費負担金を支払うことで、工事が実施され、系統への接続が開始

2 国が系統接続の見込みを確認する際の視点

- ・ 事業者等が想定される発電事業の規模につき確保している系統を、促進区域の指定後公募のために活用すること（他事業者が選定され場合は当該系統係契約を承継することを希望していること。）
- ・ 事業者等が想定される発電の規模につき系統を確保している場合としては、以下を想定
 - （1）事業者等が電力会社との間で接続契約を締結している場合
 - （2）事業者等が系統接続を確保する蓋然性が高い場合

公募に基づく事業者選定① ～公募プロセスの全体像～



公募に基づく事業者選定② ～総合評価方式～

<総合評価方式（価格点と技術点）の配点について>

- 本洋上風力発電に係る公募については、事業実現性に係る要素も重要であるため、**加算方式を基本として検討**。

$$\text{※総合評価点（240点）} = \text{価格点（120点）} + \text{技術点（120点）}$$

<価格点の配点について>

- この際、洋上風力発電は日進月歩で技術革新とコスト低減が進んでいることを踏まえ、**最低価格を提案したトップランナーを基本として評価**。このため、**加算方式を採用するに当たっては価格点は、次式により評価**。

$$\text{※価格点（120点）} = (\text{最低入札価格/提案価格}) \times (\text{基準点（満点）})$$

- なお、加算方式の場合、**事業実現性に関する評価項目と供給価格の配点**は、当初は**1：1**とし、引き続き方式の精査を図り、実績が蓄えられた段階で、欧州の事例も踏まえ、成熟した事業実現性を前提として、価格に重点を置いた配点への見直し等を検討。

<技術点の配点について>

- 確実な事業実施の観点からは、事業実施能力は重要な要素である一方で、洋上風力発電設備の設置には地元理解は不可欠。このため、**地域との調整等に関連する要素について十分配慮する必要がある**。

$$\text{※技術点（120点）} = (\text{事業実施能力}) + (\text{地域との調整等})$$

- 具体的には、地域と結びつきの強い他の入札事例も踏まえ、**事業実施能力と地域との調整等の配点は、2：1（約33%）程度とする**。

（参考）地域貢献の点数割合

響灘（港湾区域における洋上風力発電）：約33%、 福岡空港：5%、 島根刑務所：15%

環境影響評価法との関係

- 再エネ海域利用法においては、環境影響評価法の特例は設けられていない。
- したがって、公募によって選定された事業者は、環境影響評価法に基づき環境影響評価手続を実施する必要がある。